

令和5年度第3回岡崎市地域包括支援センター・地域密着型 サービス運営協議会議事録

1 日 時

令和5年12月18日（月）午後2時～午後4時

2 場 所

岡崎市福祉会館 201号室

3 出席委員

柏原正尚委員、鈴木正博委員、若山英雄委員、鈴木基広委員、竹本達司委員、茂刈稔委員、小野鋼二委員、太田立身委員、平野精一委員 以上9名

4 欠席委員

なし

5 事務局

福祉部：阿部田部長

ふくし相談課：齋藤次長、寺西副課長、早川主査、浅野主査

長寿課：藤谷副課長、山本予防係長

介護保険課：野々山課長、神尾副課長、渡邊事業所指定係長、深谷指導
監査係長、細野主査、杉浦主事、新家主事、成瀬主事

6 議 事

(1) 施設整備計画について（報告）【公開】

(2) 地域包括支援センターの運営について（報告）【公開】

7 議事録（要旨）

－議事(1)について－ 【公開】

議事(1)について事務局より説明

若山委員 認知症のグループホームの開設が1年延期となりましたが、補助金はできた後に払いますか。

事務局 できた後に払います。

若山委員 資材高騰の分は払いますか。

事務局 厚生労働省の管理運営要領の改正を受けて、愛知県が補助金交付要綱を改正し、グループホームについては300万円の増額が示されましたので増額して払う予定です。

若山委員 どこかで区切ってこれ以上遅いと認可を取り消すとかは言っていますか。

事務局 来年度整備が必ずできるように厳しく指導を行いました。来年

度も同じような事態になった場合は、事業者選定の取消しも検討せざるを得ないと考えます。

若山委員

特別養護老人ホームは1施設なくなったため、実質床数が増えてないですが、いいですか。

事務局

第9期の計画を当初検討した時点で、介護保険課としては地域密着型特別養護老人ホームを1施設整備したいという意向がありました。その後、地域密着型特別養護老人ホームの指定の辞退を受けて、廃止分の29床を計画に反映させ、2施設にするかどうかの検討を行いました。

辞退をした地域密着型特別養護老人ホームの入所者については、市内はもちろん、市外の特別養護老人ホームにもご協力をいただき、何とか入所者の受入れに御対応をいただきました。しかし、それは空床があったからというわけではなく、緊急案件ということで、入所調整中の案件を止めるなどして、対応していただいた状況でした。

以上のような状況から、介護保険課としては、指定を辞退した施設の入所者がなんとかすぐに入所できたことや人材の不足と待機者数、市内のベッド数などを総合的に判断し、最低限確保することが必要なベッド数が29床、と判断をしたところです。

若山委員

1施設しか造らないということであれば、1施設は不要だったということですか。

事務局

第9期は1施設で良いと判断しました。

若山委員

人材確保についてはどうですか。

事務局

介護保険課では5年ほど前から職員の資質向上や介護の普及啓発、魅力発信など様々な視点で、対策を講じているところです。直近では、ハローワークとの共催で、11/11にイオンモール岡崎におきまして、介護・福祉分野の就職相談会を行いました。午前と午後でそれぞれ8法人、合計16法人の参加があり、47名の来場がありました。担い手不足は介護分野に限らず、どの分野においても深刻な問題だと思われ、介護ロボットやICTの導入により、従事者の負担軽減、定着促進を行うということも大切になってくると思いますので、愛知県が実施する導入支援の補助金の周知や、先進事業所の取組み例、活用方法などの講座等の開催の周知を実施していきたいと考えています。

若山委員

イベント費用は岡崎市負担ですか。

事務局

愛知県の補助金なども活用しながら、公費で負担しています。

若山委員
事務局 介護ロボットの予算はいくらくらいですか。
愛知県の補助金になるので、具体的な金額は取組内容によって補助率や限度額が異なります。

若山委員
事務局 岡崎市での執行率はどれくらいですか。
岡崎市では管理していません。

若山委員 計画を作るのも大事ですが、実際の状況と合わせて有効的な政策にしてください。

柏原会長 整備計画については別の会議で決めることかと思いますが、どうしても人材不足の問題が入ってきますので、フェアをやったらどれだけ実際に就職したとか、そういったことも集約したほうがいいと思います。すぐに動く方ばかりではないと思うので、色々やっていると思うとハードルは下がるかと思いますが。熱心な人は専門性を高められるような仕組みが必要かと思います。

太田委員 整備計画の推進状況の中で、高齢者の多様化等対策をされていると思いますが、市民ニーズとしてはどのような情報が入ってきているのか、というものが分かればいいと思いました。

柏原会長 ニーズの把握の仕方などが分かりやすいといいということでしょうか。

太田委員 いろんな情報を仕入れて収集し、それをどう活かしているのか、反映しているのかわからないので。

柏原会長 計画作成の際にどういった情報を仕入れて、どう評価しているのか、わかりやすく説明されているといいと思います。

事務局 次回から、よりわかりやすいものとなるように検討いたします。

柏原会長 人数だけでなく、特養を使いたい方のニーズであったり、在宅での生活のニーズなどの判断できる根拠があれば評価しやすくなるので、委員としても助かると思います。

茂刈委員
事務局 変更前の床数は、市全体で3,184床ですか。
そうです。

茂刈委員 これからの高齢化に対してこれが適正かもわからないし、これからの増加に対して何をもって計画としているのか。

柏原会長 床数の計画としては、様々な要素を加味して出されたと推測はしますが、選定はしても辞めたとかいろいろあると、この会議だけでは難しいというところもあるので、単純に増やすだけでない今回の提案は悪いものではないと思っています。実際に今のベッド数で枠だけでうまく運営できるかは気になるところなので、枠だけでなく質も確保していかなければと思います。来年度

- 以降の選定の際にも十分に検討していただければと思います。
- 若山委員 ベッド数を増やすのは構いませんが、結局介護職員がいなくて稼働率が低いのが問題です。ベッド数が本当に足りないのかも疑問で、そこまで必要なく、介護職を増やせば間に合うのではないかと。国が補助金を出すので施設を建てるが、それよりもソフト面をどうするかだと思います。
- 鈴木正博委員 全国の特養は6割が赤字だと言われています。ここに書いてある施設だけでなく様々あり、特養の看取りは2割程度しかない。部屋が空いていても従業員が足りないで、それに応じた対応しかできないので、特養から有料に戻る場合もあり、老健で待っていても特養に行かない人もいます。老健も看取りをやるので、特養も質の向上を図らなければ負けます。
- 鈴木基広委員 サービス付き高齢者向け住宅等の状況も、資料に参考として出してもらえるとわかりやすいかと思いました。
- 柏原会長 この会議以外でどれだけ議論されているかはわかりませんが、出てきた資料に対して、判断しているもので報告という形なので、十分進めていけるかどうかの意見を述べる場ではあると思いますが、変更するまでは難しいものと考えています。
- 若山委員 研修は業務ですか自己研鑽ですか。事業所の判断ですか。
- 柏原会長 事業所ごとで違うと思いますが、市から指導はありますか。
- 事務局 身体拘束等、やらなければいけない研修はありますが、やり方は事業所にお任せしています。
- 柏原会長 業務か自己研鑽かについては、例えば、資格取得のための研修の受講や試験の際に、お休みを取って行ってもらえるのか、勤務扱い、職務として行って良いとするかなどにも違いが出るように、研修についても施設によってまちまちだと思います。
- 鈴木正博委員 施設ごとに違うと思います。市民病院の研修でも、業務と位置付けられるのであれば、17時を過ぎてからやれば時間外が出ます。

－議事(2)について－【公開】

議事(2)について事務局より説明

- 若山委員 この80%は周知しているものですか。
- 事務局 今後周知していきます。
- 若山委員 どこの包括も20%とかで推移しているけど優良事業所がないってことですか。それとも付度して数を分散しているのでしょうか。

か。

事務局 複数事業所を紹介して利用者様に選択いただくので、割合が高い地域は事業所が少ないという特徴も考えられます。評価基準を変えたからすぐには変わるの難しいと思います。

若山委員 今後は増やしてもいいということですね。

事務局 はい。

若山委員 地域包括支援センターからケアプランセンターにケアプランの委託をしているが今後は委託しなくてもいいということですか。

事務局 はい。4月から制度改正されます。

若山委員 地域包括はケアプランをたくさんやって収入が増えたら委託料を返還ですよ。ケアプランセンターは増えてもそのままですよ。

事務局 地域包括は収入と支出の差額を返還するものです。

若山委員 それだったら誰も地域包括はやらないのではないですか。

事務局 収支の差額分の返還を行っていますが、包括の職員のモチベーションの維持について、返還の見直しを現在検討しております。

若山委員 地域包括のモチベーションで、介護認定が遅れていて、地域包括にやってもらわないといけないですが、働いた分は出してもらえればと思います。

柏原会長 来年度から制度は変わるが、岡崎市としてはこれまで通りやっていきたいということによいですか。

事務局 2つの改正があり、要支援者に行う介護予防支援については居宅介護支援事業所が指定を受けられる点についてはそのように行います。2つめの相談支援業務の居宅介護支援事業所への委託については、岡崎市では難しいと考えています。

柏原会長 介護予防支援についてはその地域の包括はわからずに他のところでプランを作ることになるということですか。

事務局 運用については、現在、包括支援センターに連絡をいただき、居宅介護支援事業所か地域包括支援センターか案内をして委託契約を結んでいるので、この流れは変えずに地域包括支援センターに相談後、居宅介護支援事業所を案内した場合は委託ではなく繋ぎ役を行います。

若山委員 委託ではなく案内ということですか。

事務局 いままでは委託事務がありました。これからは地域包括支援センターが居宅介護支援事業所を探し、探した事業所と市民が直接契約を行うものになります。

柏原会長 市民と包括の負担が多くならないように動向を見ていただければと思います。

事務局 今までの変更点としては、包括支援センターの委託事務がなくなり、市民と居宅介護支援事業所が直接契約をして、介護報酬が全て居宅介護支援事業所に入るというものになります。

柏原会長 居宅介護支援事業所の余力がなくなった場合に、市民が困ってしまいませんか。

事務局 その場合は、地域包括支援センターに戻してもらいます。

若山委員 地域包括はどこにケアプランを依頼してもいいのですか。

事務局 はい。

竹本委員 担当者会議に包括を呼ぶ必要はないですか。

事務局 委託ではないので必要はないです。